

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和6年4月30日(火) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 10時15分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

3 出席委員

(委員)

1番	山下 栄	2番	森 信幸	3番	長友 順子
4番	井尻 恵雄	5番	戸高 一志	6番	橋口 裕二
7番	佐光 真美	8番	河野 博子	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	江藤 宗武	11番	佐藤 伸義	12番	永友 昭
13番	河野 伊栄雄	14番	林田 泰代	15番	樽見 一寛
16番	黒木 正行	17番	有澤 章	18番	阿部 洋子

4 欠席委員

5 議事日程

- 第1 諸報告
- 第2 会議録署名委員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第16号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 第5 議案第17号 農地法第4条の規定による申請の承認について
- 第6 議案第18号 農地法第5条の規定による申請の承認について
- 第7 議案第19号 農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について
- 第8 その他(行事予定)

6 会議録署名委員 4番 井尻 恵雄 5番 戸高 一志

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長	新倉 好雄	局長補佐	今井 孝洋	係長	緒方 恵美
主査	別宮 愛				

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 ＜ あいさつ ＞ それでは、4月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、4月の諸報告をさせていただきます。 5日、尾鈴地域農業再生協議会監査が尾鈴地域農業活性化センターで行われ、会長が出席されました。 8日、町農業者年金受給者協議会役員会が開催され、会長が出席されました。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員は報告をお願いします。 12日、町有害鳥獣対策協議会委員会が開催され、会長が出席されました。 15日、宮崎県農業会議常設審議委員会が県トラック協会で開催され、会長が出席されました。 15日、尾鈴地域担い手育成総合支援協議会総会及び、尾鈴地域農業再生協議会総会が中央事業所で開催され、会長が出席されました。 19日、農地転用等審査会、第4小委員会を開催しました。 26日、町農業者年金受給者協議会総会及び、町有害鳥獣捕獲班会議が開催され、会長が出席されました。 本日、4月定例総会であります。 この後、午前11時から第3会議室にて、青年等就農計画審査会が開催されますので、会長と職務代理者は御出席をお願いいたします。 以上でございます。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	18番	議長、18番。 4月10日、午前9時より役場第3会議室で 9番委員と農家相談を行いました。相談件数は、0件でした。
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第 2】「会議録署名委員の指名」でございますが、 本日は、 4番 井尻 恵雄(いじり やすお)委員 5番 戸高 一志(とだか かずし)委員 を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第 3】「会期の決定」でございますが、本日1日限り したいと思いますが、御異議はありませんか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りいたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第16号 3条許可	議長	【日程第4】 議案第16号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第16号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、申請案件に対する農地法第3条許可の御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	1号。
1号 補足説明	3番	議長、3番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、孫谷地区の海沿いで海岸と線路の間の土地になります。 以前から受人と渡人の土地が隣接しており、受人が耕作をしていたのですが、渡人が高齢になり受人の方に相談をしたところ、受人の父親から連絡があり調整をお願いされ、条件が整いましたので今回の申請になりました。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願い申し上げます。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	1号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第17号 4条承認	議長	【日程第5】 議案第17号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第17号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の、承認申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第4小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第4小委員会の委員長報告を求めます。
	9番	議長、9番。 第4小委員会の委員長報告を行います。 4月19日午前9時00分より第3会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。1号については、以前から植林をされており綺麗に管理がされていました。委員会としては始末書条件で許可相当と判断しました。 詳しくは、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長 議長	第4小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	4番	議長、4番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、西日本油脂工業の入口の反対側になります。 委員長の説明にもありましたが、申請人の父親の時代から植林がされており、現在は父親が亡くなり森林組合に管理を依頼されているということでした。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
		申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断されますが、申請地に替えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合であるため立地基準を満たし、かつ一般基準も満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もあるため、追認できると判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第18号 5条承認	議長	【日程第 6】 議案第18号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」 を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第18号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」 その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、3件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第4小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第4小委員会の委員長報告を求めます。
	9番	議長、 9番 。 第4小委員会の委員長報告を行います。 4月19日午前9時00分より第3会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。調査の結果、1号、3号については許可相当。2号については、既に屋根付き駐車場が設置及びその横にブロック積みがされていることから、始末書条件で許可相当と判断しました。 詳しくは、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第4小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。
	議長	1号 。
1号 補足説明	6番	議長、 6番 。 1号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。渡人から自社に貸し付けし、農産物加工場を建設するという事であります。 大塚園は、全生産農場を有機栽培に切り替えており、今回建設する農産物加工場は輸出向けに対応した工場だという事です。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
		申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断されますが、申請地に替えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合であるため不許可の例外であると考えられますので、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしく願います。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、承認することといたします。
2号 補足説明	議長	次に、 2号 。
	5番	議長、 5番 。
		2号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、番野地郵便局から西に約500m行った所の左側にあるパーマ屋です。受人と渡人は親子関係に当たります。 今回の申請は、受人が駐車場を整備するのに許可を取っていなかったのですが、今回測量をしたら境界線が間違っていたという事で是正するものであります。 申請地の農地の区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えているため第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであるため、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もあるため、追認できると判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしく願います。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
	4番	議長、4番。 この店舗は何年前に出来たのでしょうか。
	5番	議長、5番。 父の承諾の元に、15年程前に建物を建て未登記だそうです。更に5年程前にお客さんの為に駐車場と屋根付き駐車場を設置したということでした。
	議長	他に御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、承認することといたします。
	議長	次に、3号。
3号 補足説明	8番	議長、8番。 3号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。受人の社長は、渡人と親子関係に当たります。場所は、10号線の旧ドコモの店舗から西側に150m入った右手になります。 以前は、地域の方々が家庭菜園として使用していましたが、皆さん高齢になり耕作出来ないという事で、外国人技能実習生12名の宿舎を建設したいという事でした。 申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する、用途地域が定められている区域内の農地であることから第3種農地であります。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	3号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第19号 促進(中間	議長	【日程第7】 議案第19号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第19号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、25件でございます。 内訳は、耕作者変更が1号の1件、更新が2号から11号までの10件、新規が12号から25号までの14件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 新規案件につきましては、担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
1号	議長	1号 の耕作者変更案件について、御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、承認することといたします。
2号から11号	議長	2号から11号 までの更新案件について、御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号から11号 については、承認することといたします。
	議長	引き続き、12号からの新規案件について、担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	ここで 6番 委員の退室を求めます。 ＜ 6番 委員退室 ＞
	議長	12号、13号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
12号、13号 補足説明	18番	議長、18番 。 12号、13号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。借り手の方は、既に貸し手の方の水田の受託作業を行っており、今回貸し手の方が入院されていることもあって今回の契約になったそうです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	12号、13号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	12号、13号 については、承認することといたします。
	議長	ここで 6番 委員の入室を許可します。 ＜ 6番 委員入室 ＞
	議長	14号、15号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
14号、15号 補足説明	7番	議長、 7番 。 14号、15号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。以前は、別の方に貸していました。その時は玄米で支払いをしていたのですが、今回から現金にして欲しいという事で、今回の借り手の方になりました。総体が2万円になっていますが、その他に水路清掃に出席出来ない罰金を払って欲しいという事でした。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	14号、15号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	14号、15号 については、承認することといたします。
16号、17号 補足説明	議長	16号、17号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
	7番	議長、 7番 。 16号、17号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。今までは自作していましたが、自分のケガや耕作しても収支が合わないという事で借り手の方に依頼したそうです。将来は、その方を買って頂きたいという事でした。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	16号、17号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	16号、17号 については、承認することといたします。
	議長	18号、19号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
18号、19号 補足説明	2番	議長、2番 。 18号、19号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は善太郎屋の道向かいになります。道路脇で今までは畜産の方が耕作されていたのですが、今回返す事になりました。地主の方から次の方を探してくれと依頼され、かなり苦労しましたがようやく見つけることが出来ました。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	18号、19号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	18号、19号 については、承認することといたします。
	議長	20号、21号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
20号、21号 補足説明	2番	議長、2番 。 20号、21号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
		調査いたしましたが何ら疑義な点はありません。御審議方 よろしく願いいいたします。
	議長	20号、21号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	20号、21号 については、承認することといたします。
	議長	22号、23号 は、関連があるので一括して説明をお願いしま す。
22号、23号 補足説明	10番	議長、10番 。 22号、23号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は私の牛舎の前になります。 今までは、自分でスイカを栽培していたのですが、高齢にな り作付けすることが出来ないので、今回の契約になりました。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の 各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はありません。御審議方 よろしく願いいいたします。
	議長	22号、23号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	22号、23号 については、承認することといたします。
	議長	24号、25号 は、関連があるので一括して説明をお願いしま す。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
24号、25号 補足説明	3番	議長、3番。 24号、25号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。物納で玄米が210kgという事になっております。5年間の中間管理事業での賃貸借です。農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	24号、25号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	24号、25号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第8】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について報告いたします。 契約内容の変更による解約が2件、中間管理事業へ移行する解約が1件、5条申請のための解約が1件の合計4件の解約でした。
農用地利用集積等促進計画	議長	「合意解約」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
	事務局	議長、事務局。 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の変更申出」について報告いたします。 物納からの変更に伴う賃料の支払い方法の変更が2件の合計2件の変更でした。
	議長	「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の変更申出」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「5月の行事予定」について報告いたします。
	議長	「5月の行事予定」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	他に何かありませんか。
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、令和6年4月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。

川南町農業委員会 4月定例総会

署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

4番

5番